

令和 8 年度 市民税・県民税 申告書の書き方

・医療費控除を申告される場合、「医療費控除の明細書」を必ず作成し、添付してください。領収書の添付または提示による申告はできません。

○申告に必要なもの

- ①申告書、マイナンバーカード、もしくは個人番号通知カードと本人確認書類
 - ②前年中の収入や所得を証明できる書類（源泉徴収票・給与明細書・決算書・家計簿等）
 - ③国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金の領収書等（支払日が前年中の日付のもの）
 - ④生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - ⑤医療費控除を申告する場合は、令和 7 年 1 月～12月に支払った医療費通知書、作成した医療費控除の明細書
 - ⑥セルフメディケーション税制の控除を申告する場合は、令和 7 年 1 月～12月に購入した医薬品の明細書
 - ⑦その他各種控除を受けるために必要な書類等
- ※上記③～⑦については、所得が45万円以下（収入がない場合も含む。）の人、非課税になる人は不要です。

○税制改正による令和 8 年度の市民税・県民税の主な改正点

【給与所得控除の見直し】

- 給与所得控除について、最低保障額が65万円（改正前55万円）に引き上げられました。よって、給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります。
- ※給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額に変更はありません。

【特定親族特別控除の創設】

- 年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者、事業専従者として給与の支払を受ける人等を除きます。）のうち、合計所得金額が58万円を超え特定扶養控除を適用できない場合についても、その特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【扶養控除等の所得要件の改正】

- 扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が58万円以下（改正前48万円以下）に引き上げられました。
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

そのほか税制改正による令和 8 年度市民税・県民税の主な改正点の詳細は、奈良市ホームページにも掲載しています。

奈良市ホームページで所得金額や各種控除額などを入力すると、市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。

ふるさと納税の“自己負担額の 2 千円を除いた全額が控除される額の目安”も試算できます。
申告書を印刷して内容を確認し、必要書類等を添付して市民税課に持参するか送付してください。

奈良市 税額試算 検索 検索サイトでキーワード検索もできます。

市民税・県民税の申告につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この申告書は、あなたの税金を計算する際の重要な資料となります。また、国民健康保険料、介護保険料等の算定や、他の行政サービスを受ける上で必要となる資料でもありますので、該当する項目に正確に記入してください。特に扶養親族や障害者、寡婦等は記載がないと控除等が適用されません。

※市民税・県民税は前年の収入・所得に対して課税されます。**令和 7 年 1 月～12月**の状況（収入・所得・扶養親族等）を記入してください。

○市民税・県民税の申告が必要な人

令和 8 年 1 月 1 日現在で奈良市内に住所がある人は、**収入の有無にかかわらず**、前年中の収入状況を申告していただく必要があります。収入がなかった方や、遺族年金・障害年金・雇用(失業)保険・児童扶養手当等非課税の収入のみの方は、裏面の「16 所得がなかった方の記入欄」に記入してください。

ただし、次の人は市民税・県民税の申告の必要はありません。

1. 令和 7 年分の所得税の確定申告をする人
2. 前年中の収入が給与のみで給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている人（勤務先にご確認ください）。ただし、年の途中の退職・就職等で一定期間所得がなかった人は申告が必要です。
3. 前年中の収入が、課税対象である老齢年金等の公的年金のみの人。ただし、年金支払者から年金受給者に送付される「公的年金源泉徴収票」に記載のない控除（扶養親族、障害者、社会保険料、医療費、生命保険料など）を受けたい人、源泉徴収票の記載内容と現況が異なる人（扶養親族や障害者、寡婦・ひとり親に該当しないのに記載がある等）は申告が必要です。
4. 同一世帯の人の確定申告書や勤務先の年末調整、市民税・県民税の申告書で扶養親族として記載されている（扶養親族となっている）人で前年中の収入がない人

※上記 1 ～ 4 に該当する場合でも、事務手続上、申告書を送付する場合がありますのでご了承ください。

所得税額が不足する場合など所得金額等によっては、所得税の確定申告が必要になる場合があります（収入が公的年金のみで、支払額が400万円以下の人は除く）。

○申告の受付

申告書は、なるべく**郵送**等で提出してください。**添付書類も必ず同封してください**。郵送等で提出する人で、申告書の控えの返送を希望する場合は、提出する申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※記載に不備などがある場合はご来庁願う場合もありますので、ご留意ください。

● 5 日給等の内訳

アルバイト・パート・日雇いなどで、源泉徴収票等証明のない方は記入してください。勤務先が一定しない場合は、主な勤務先についてその法人番号又は所在地、勤務先名、電話番号等を記入してください。なお、月収がなかった月は 0 円と記入してください。

● 7 ～10の明細の記入について、ご不明な点があれば市民税課にお問い合わせください。

●14 寄附金税額控除に関する事項

- （領収書等の証明書を添付してください。）
- (1) 前年中に都道府県・市区町村に寄附をされた場合
特例控除対象の都道府県・市区町村に対して寄附をされた合計額を「都道府県・市区町村」欄に記入してください。
特例控除対象以外の都道府県・市区町村に対して寄附をされた合計額は、「都道府県・市区町村（特例控除対象以外）」欄に記入してください。
 - (2) 前年中に奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部に寄附をされた場合
奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部に対して寄附をされた合計金額を「奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部」欄に記入してください。
 - (3) 前年中に奈良県条例・奈良市条例で指定された団体等に寄附された場合
対象の団体等に寄附をされた合計金額を「奈良県条例指定分」、「奈良市条例指定分」の欄にそれぞれ記入してください。
※団体によっては市民税・県民税いずれかのみを対象となる場合がありますのでご注意ください。詳しくは奈良市ホームページにも掲載しています。

上記寄附金の合計額が 2 千円を超える場合、一定の計算式により算出した寄附金税額控除額が令和 8 年度市民税・県民税の所得割額から控除されます。控除額の計算方法等の詳細については、市民税課にお問い合わせください。

源泉徴収票・証明書等は持参または同封してください。（のり貼りはならいください）

5 日給等の内訳（源泉徴収票等の証明のない方は記入してください。）			
月	日給	勤務日数	月収等
1	6,901	17	117,317
2	6,901	17	117,317
3	6,901	17	117,317
4	6,901	17	117,317
5	6,901	17	117,317
6	6,901	17	117,317
7			0
8			0
9			0
10			0
11			0
12			0
賞与等			100,000
合計			803,902
法人番号又は所在地	奈良市〇〇町61-1		
勤務先名	〇〇株式会社		
電話番号	0742-00-0000		

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項						
総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
	長期					
	一時					
総合計					合計額＝（コ＋サ）×1/2	

11 事業専従者に関する事項				
氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除額)	所得金額
	明・大 昭・平	年 月 日	円	円
	明・大 昭・平	年 月 日	円	円

12 別居の扶養親族等に関する事項				
氏名	住所	国外居住	所得金額	
市民税 親子	奈良市法華寺町264-1	☐ 配偶者（30歳未満又は70歳以上） ☐ 親（配偶者） ☐ 30万円以上の支払	円	
		☐ 配偶者（30歳未満又は70歳以上） ☐ 親（配偶者） ☐ 30万円以上の支払	円	

15 所得金額調整控除に関する事項				
氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
個人番号	特別障害者に該当する場合	級 程度	別居の場合 住所	

16 所得がなかった方の記入欄				
前年中に所得がなかった方又は扶養されていた方等は、記入してください。				
(1)前年中に所得がなかった方（生活状況について、該当するものを○で囲んでください。） ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 傷病手当 エ 雇用(失業)保険 オ 児童扶養手当 カ 育児休業給付金 キ 生活保護 ク 貯蓄 ケ 親族等の援助				
(2)扶養されていた方 あなたを扶養していた人 氏名 続柄 ☐ 同居 ☐ 別居（住所：） ※令和7年12月31日現在で記入してください。				
(3)国外に住んでいた方 国名 居住期間 年 月 ～ 年 月 日本での収入の有無 ☐ 有り ☐ 無し ※有りの場合は、5～10の該当する項目に記入してください。				
(4)上記(1)～(3)に該当しない方は、収入がなかった理由及び生活費はどうされていたか記入してください。（パートやアルバイト収入は「5 日給等の内訳」欄に記入してください。）				

●11 事業専従者に関する事項

生計を一にしている15歳以上の親族のうち、事業にもつぱら従事していた人で、専従者1人につき①と②のいずれかが少ない金額を控除できます。（ただし配偶者控除・扶養控除と重複して適用することはできません。）
①500,000円（配偶者は860,000円）
②事業所得＋不動産所得＋山林所得
事業専従者の数＋1

●12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族を有する場合は記入してください。

●13 事業税に関する事項

営業およびその他の事業所得金額と青色申告控除額の合計額が290万円を超える場合で各項目に該当する事項がある場合のみ、記入してください。
なお、詳細については奈良県税事務所（電話 0742-20-4533）におたずねください。

●15 所得金額調整控除に関する事項

- (1)給与収入が850万円を超え、ア:本人が特別障害者、イ:23歳未満の扶養親族を有する、ウ:特別障害をもった扶養親族・同一生計配偶者を有するのいずれかに該当する場合、{収入額(上限1,000万円)－850万円}×10%(上限15万円)を給与所得から差し引く。イとウに該当する人がいる場合は、所得金額調整控除に関する事項に氏名等を記入してください。
- (2)給与収入と公的年金等の収入の両方を有する人で、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合、給与所得（上限10万円）＋公的年金等の雑所得（上限10万円）－10万円を給与所得から差し引く。
※(1)と(2)両方に該当する場合は(1)の差し引き後に(2)を差し引きます。給与所得は、所得金額調整控除を差し引いた後の金額を⑥欄へ記入してください。

●16 所得がなかった方の記入欄

前年中いろいろな事情で所得がなかった人は、その理由やあなたを扶養していた人の氏名、続柄などを記入してください。
※パートやアルバイト収入、知人の手伝い賃金等は給与収入になります。

※長期譲渡、短期譲渡、株式等の譲渡等、先物取引、山林所得等のある方は、別途申告書（分離課税等用）が必要です。市民税課までご連絡ください。
※市外に居住している人で奈良市内に事務所、事業所または家屋敷のある人は、「事業所を有する個人」または「家屋敷を有する個人」として、市民税・県民税の均等割が課税されます（地方税法第294条第 1 項第 2 号）。該当される人は、申告が必要ですので、市民税課までご連絡ください。

あなたの住所、氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日、電話番号、前年中の職業を記入してください。

健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、厚生年金、国民年金などの保険料
控除額＝支払った保険料の金額

※ご家族の年金から天引きされている社会保険料は申告できません。

※年金引き分（本人分）とその他納付書で支払っている分をあわせて申告できます。

※本人の給与・年金から天引きされている社会保険料は「その他」に記入してください。

(2)セルフメディケーション税制控除
(スイッチOTC医薬品購入費)－(保険金等で補填される金額)－12,000円＝控除額

住所	奈良市二条大路南一丁目1-1				業種又は職業	
令和8年 11月の住所	☑上記と同じ					
フリガナ	シミンセイ タロウ			個人番号（マイナンバー）		
氏名	市民税 太郎			1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6		
生年月日	大(昭)平・令	26年	12月	26日	電話	(0742) 34 - 1111

2,500万円超	適用なし	入して頂くといふ。
----------	------	-----------

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	適用なし

特定扶養親族（19歳以上23歳未満）で、前年中の合計所得金額が58万円を超え特定扶養控除を適用できない場合は、「特親」に○を入れてください。なお、以下の表を参照して控除額を記入してください。

この欄は記入しないでください

書類		確認
番号	本人	
有・無	有・無	合・否
調査番号		
台帳番号		

(印付所)

1 収入金額	事業	営業等	ア			6	4	7	1	3	1
		農業	イ								
		不動産	ウ			6	5	4	3	2	1
		配当	エ								
	雑	給与	オ			8	0	3	9	0	2
		公的年金等	カ		2	2	0	5	8	1	1
	姓	業務	キ								
		その他	ク								
	総合譲渡	短期	ケ								
		長期	コ								
一時		サ									

2 所得金額 雑	事業	営業等	①						3	9	1	3	1
		農業	②										
		不動産	③					9	5	1	9	0	
		利子	④										
		配当	⑤										
		給与	⑥					5	3	9	0	2	
		公的 年金等	⑦		1	1	0	5	8	1	1		
		業務	⑧										
		その他	⑨										
		合計	⑩		1	1	0	5	8	1	1		
		総合譲渡・ 一時	⑪										
		合計	⑫		1	2	9	4	0	3	4		

4 所得から差引かれる金額	社会保険料控除	13	2	2	4	2	0	0
	小規模企業共済等掛金控除	14						
	生命保険料控除	15	5	0	1	4	0	
	地震保険料控除	16		4	3	0	0	
	寡婦・ひとり親控除	17～18		0	0	0	0	
	勤労学生・障害者控除	19～20	2	6	0	0	0	
	配偶者（特別）控除	21～22	3	3	0	0	0	
	扶養控除	23	7	1	0	0	0	
	特定家族特別控除	24		0	0	0	0	
	基礎控除	25	4	3	0	0	0	
(13)から(25)までの計	26	2	0	0	8	6	4	0
雑損控除	27							
医療費控除 (1677円以下)	28				2	9	9	
合計 (26+27+28)	29	2	0	0	8	9	3	9

特定親族(19歳以上23歳未満)の 合計所得	特定親族特別控除額
58万円超～95万円	45万円
95万円超～100万円	41万円
100万円超～105万円	31万円
105万円超～110万円	21万円
110万円超～115万円	11万円
115万円超～120万円	6万円
120万円超～123万円	3万円
123万円超	なし

※所得がな

16 「所得がなかった方の記入欄」に
雑所得(9)
所得(10)
ださい。

ださい。

「控除」の

年齢区分	年金額収入金額(A)	所得金額
65歳未満 (昭和36年1月2日 以降生まれ)	130万円以下	(A) -600,000円
	130万円超～410万円以下	(A) ×75% -275,000円
	410万円超～770万円以下	(A) ×85% -685,000円
	770万円超～1,000万円以下	(A) ×95% -1,455,000円
	1,000万円超	(A) -1,955,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日 以前生まれ)	330万円以下	(A) -1,100,000円
	330万円超～410万円以下	(A) ×75% -275,000円
	410万円超～770万円以下	(A) ×85% -685,000円
	770万円超～1,000万円以下	(A) ×95% -1,455,000円
	1,000万円超	(A) -1,955,000円

※「●業務」、「●その他」は収入金額から必要経費を差し引いた額が所得となります。
詳細を裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。

あなたの合計所得金額		900万円以下	900万円超 ～950万円	950万円超 ～1,000万円
配偶者の合計所得金額				
㉑	0～58万円	33万円	22万円	11万円
	老人配偶者 ※70歳以上	38万円	26万円	13万円
	58万円超～100万円	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円
㉒	110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円

扶養親族の区分	控除額
一般扶養親族	33万円
特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	45万円
年少扶養親族(16歳未満)	0円
老人扶養親族(70歳以上)	38万円
同居老親(本人が配偶者の直系尊属)	45万円